令和2年度教育実習における新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されておりますが、令和2年度教育実習の実施に あたっては、下記事項に留意願います。

なお、実習校より、教育実習の実施期間について変更の連絡があった場合には、所属学部の教 務係にお申し出ください。

記

- (1) 教育実習の実施2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うこと。また感染 リスクの高い場所へ行く機会を減らすこと。
- (2) 教育実習中は、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着すること。
- (3) 家族等の感染が確認されるなど、濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は教育実習への参加を見送ることになるため、その場合には、所属学部の教務係に早急に連絡を入れること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(令枝2年3月24日) <a href="https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt\_kouhou01-000004520\_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt\_kouhou01-000004520\_1.pdf</a> に目を通し、学校における感染症対策の取組について十分な理解を図ること。
- (5) 教育実習期間中は、実習校における感染症対策の指示に従い、発熱等の風邪症状やその他 体調不良がみられる場合には、実習校と相談のうえ、生徒等との接触は絶対に避け、自宅 で休養すること。
- (6) 教育実習先で、急遽、教育実習を中止せざるを得ない状況になった場合及び教育実習終了後に、感染が判明した場合には、速やかに所属学部の教務係に連絡を取り、指示を待つこと。

令和2年4月13日

教育学部長